

内子町告示第107号

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

内子町長 小野 植 正 久

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、65歳以上の高齢者のみの世帯（以下「高齢者世帯」という。）がエアコンを購入し、及び設置する費用に対して、予算の範囲内において内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、内子町補助金交付要綱（平成17年内子町告示第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象住宅 高齢者世帯が町の住民基本台帳に記録された住所において現に居住する住宅をいう。ただし、障がい者入所施設、介護保険施設及び有料老人ホームを除く。
- (2) エアコン 天井、壁、窓枠等に固定して設置し、及び室温冷却機能を有する器具をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる高齢者世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、現に居住する65歳以上の者（申請年度において65歳に達する者を含む。）だけの世帯
- (2) 対象住宅にエアコンの設置がない、又は既設のエアコン（複数ある場合は、その全て。）が故障等により使用できないこと。
- (3) 町民税非課税世帯であること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者及びその同一世帯員が町税等を滞納していないこと。
- (5) 同一地番に居住する親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）がいないこと。
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 町が実施する訪問調査を受けた世帯であること。

(補助対象範囲)

第4条 補助の対象となる経費は、エアコンの購入及び設置に要する費用とし、撤去に要する費用は、補助の対象としない。

2 補助の対象となるエアコンは、町内に店舗（支店を含む。）を有する小売業者等から購

入するものとし、一の対象世帯当たり1台とする。この場合において、対象住宅に使用できないエアコンがあるときは、当該使用できないエアコン（複数ある場合は、その全て。）を撤去しなければならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、エアコンの購入及び設置に要した額又は5万円のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- （1） 町税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号）
- （2） エアコンの購入及び設置に係る費用の内訳が記載された見積書等
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業の変更及び承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定により申請した内容を変更しようとするとき、又は取下げしようとするときは、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）に必要な書類等を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業変更（取下げ）承認通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、エアコンの設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して1か月以内又は事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） エアコンの購入及び設置に係る費用の内訳が記載された領収書等
- （2） 設置したエアコン及び室外機の写真
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求等）

第10条 町長は、前条の規定により完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条第2項の請求書の提出があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(管理及び処分)

第12条 交付決定者は、設置したエアコンの減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、細心の注意をもって管理するものとする。

2 交付決定者は、法定耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、又は廃棄等の処分をしてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、やむを得ない理由により設置したエアコンを処分するときは、その旨を町長に報告しなければならない。

(交付の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

内子町長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付申請書

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金の交付を受けたいので、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象製品	
2 補助対象額	
3 補助金交付申請額	
4 設置住宅	<input type="checkbox"/> 自己所有物である <input type="checkbox"/> 自己所有物でない

添付書類 エアコンの購入及び設置に係る費用の見積書等

申請者と対象住宅の所有者が異なる場合は、所有者の承諾が必要となります。

<p>承 諾 書</p> <p>内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金の交付申請に係るエアコンについて、私の所有する対象住宅に設置することを承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(所有者) 住所 氏名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>
--

内子町長 様

申請者 住所
氏名
(世帯員) 氏名

町税等の滞納がない旨の申出書

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり内子町に対し町税等の滞納がない旨を申し出ます。なお、担当課において納税等の状況について保健福祉課長が調査することに同意します。

----- 以下内子町記入欄 -----

	費目	滞納状況	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	軽自動車税	有 無	
住民課	後期高齢者医療保険料	有 無	
保健福祉課	介護保険料	有 無	
建設デザイン課	水道使用料	有 無	
	下水道使用料	有 無	
	町営住宅使用料	有 無	

備考 調査の対象は、補助等の対象となる者及びその世帯員全員とする。

様式第3号（第7条関係）

内子町指令第 号
年 月 日

様

内子町長 印

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金の交付については、下記のとおり決定するので、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助対象製品名	
2 交付決定金額	

（不交付決定の場合）

不交付の理由

内子町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業変更（取下げ）承認申請書

年 月 日付け内子町指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けた内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業の内容に変更が生じたので、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更又は取下げの理由	
2 変更又は取下げの内容	

添付書類

- (1) 変更の内容が分かる書類（変更後の見積書、費用の内訳の記載がある書類等）
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

内子町指令第 号
年 月 日

様

内子町長 印

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業変更（取下げ）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業の変更（取下げ）について、次のとおり決定するので、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 変更又は取下げの可否	承認 ・ 却下
2 変更後の交付決定金額	円

内子町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業実績報告書

年 月 日付け内子町指令第 号で補助金の交付決定の通知を受けた内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業について、事業が完了したので、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) エアコンの購入及び設置に係る費用の内訳が記載された領収書等
- (2) 設置したエアコン及び室外機の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

内子町長 様

申請者 住所
氏名

印

内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け内子町指令第 号で交付決定のあった内子町高齢者世帯
エアコン設置費用助成事業補助金について、内子町高齢者世帯エアコン設置費用助成事業補
助金交付要綱第10条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行 農協 信金								本店 支店 支所 出張所
預金種目	普通・当座	口座番号							
(フリガナ)									
口座名義人									